

設備定期点検整備業務委託特記仕様書

1 適用

- (1) この仕様書は秋田県立秋田北鷹高等学校における設備定期点検整備業務委託（以下「業務」という。）について定める。
- (2) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書平成30年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

2 業務履行場所

秋田県北秋田市伊勢町1番1号
秋田県立秋田北鷹高等学校

3 業務履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

4 業務範囲

- (1) 業務対象設備仕様及び業務内容

別紙一覧のとおり

- (2) 保守の範囲

「保守」とは、点検の結果に基づき、設備の機能回復又は危険の防止のため行う軽微な作業をいう。なお、保守に必要な消耗部品（ランプ・ヒューズ類除く。）、材料、油脂、薬品は受注者の負担とする。

- (3) 点検の範囲

「点検」とは、設備の損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査し、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。なお、点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

5 作業実施時期

作業の実施時期は協議のうえ決定するものとする。

6 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

- (1) 業務計画書（年間計画） 契約締結後速やかに
- (2) 点検報告書 各点検の都度速やかに
- (3) その他の書類 建築保全業務委託契約書による

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。
- (2) 保守に要する消耗品は、メーカー純正品とし、メーカー仕様以外の改造は行わないこと。
- (3) 災害等による機器の異常、又は突発的な故障が発生した場合の緊急点検保守について、速やかに対応できる緊急時連絡先を施設管理担当者に提示するなど、仕様書の内容を考慮した緊急対応体制を整備すること。また、機器の不具合が発生し、受注者において不具合原因を特定出来ない場合、なるべく速やかにメーカー作業員を派遣すること。